

耐震改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額制度

一定の耐震改修工事を行った住宅については、翌年度分の固定資産税が減額されます。

対象となる要件

- 1 昭和57年1月1日以前から伊勢市内にある住宅であること
- 2 現行の耐震基準に適合する耐震改修を行い、規定の証明を受けていること
- 3 耐震改修に要した費用が50万円を超えること
- 4 耐震改修の完了時期が令和13年3月31日までであること
- 5 耐震改修が完了してから3か月以内に伊勢市へ申告書を提出していること

減税額

- ・固定資産税額の2分の1(長期優良住宅の認定がある場合は3分の2)

注意事項

- ・120㎡を超えた部分は減額されません
- ・適用は1戸につき1回限りです
- ・都市計画税および土地の固定資産税は対象外です
- ・他の減額制度との併用はできません

減額される期間

改修工事の完了日	通常の場合	通行障害既存耐震不適合建築の場合
令和8年1月2日～令和9年1月1日	令和9年度分のみ減額	令和9・10年度分を減額
令和9年1月2日～令和10年1月1日	令和10年度分のみ減額	令和10・11年度分を減額
令和10年1月2日～令和10年3月31日	令和11年度分のみ減額	令和11・12年度分を減額

認定長期優良住宅の追加要件

- ・改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下であること
(令和8年3月31日までに改修された住宅については 50㎡以上280㎡以下)
- ・三重県から認定長期優良住宅の認定を受けていること

申告に必要な書類

- 1 耐震改修住宅に対する固定資産税の減額申告書
- 2 住宅耐震改修証明書 または 増改築等工事証明書
※増改築等工事証明書は、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行したもの
- 3 改修費用の確認できる書類(耐震工事の領収書等)
- 4 認定通知書の写し ※認定長期優良住宅の場合のみ

書類が揃い次第、改修工事完了後3か月以内に申告してください。

ご不明な点は、伊勢市課税課固定資産税係(0596-21-5533)へお問い合わせください。